

皆川市政 第2期始動

市民の皆様へ



平成26年に故郷・鶴岡に家族4人でUターンし、7年が経ちました。地吹雪の中、歩いて小学校に通った少年時代。前が見えず立ち往生していると、通り掛かりの車が乗せてくれた懐かしい思い出。故郷に、地域の皆様に育てていただいた、その感謝が鶴岡の発展のために働きたい原動力になっています。

全国最多の3つの日本遺産を誇る私たちの城下街は、山から海まで多様な自然環境、歴史、文化に恵まれ、誰一人取り残さないあつき民情が今も継承されています。平成29年10月に鶴岡市長に就任してからは、引き継いだ様々

な課題に対応しつつ、新たな総合計画の策定や、新型コロナウイルス感染症への対応に全力を尽くしてきました。地方創生への取り組みと、一層厳しくなることが見込まれた財政運営を両立させなければならない市政の運営、更には山形県沖地震や令和2年7月豪雨、令和2年12月の豚熱の発生、そしてコロナウイルスへの対応と、市民の命に直結する事案への対応を迫られてきました。

2期目の市政において、コロナ禍を乗り越え、創造と伝統が息づく私たちの街を誰一人取り残さず、本当に幸せだと思える街にする、SDGs未来都市、地方創生のフロントランナーにする取り組みを更に前に進めていきます。私は、国家公務員として、長く不偏不党で仕事をしてきました。住民に最も身近なサービスを提供する市町村行政において、特定の政党に依拠して政策を立案し、実行する必要はないと考えています。様々な思想・信条を持つ市民がおられる中で、まちづくり、教育、医療、福祉、観光、農業など、市が提供する市民サービスに、国政のよ

うな党派の争いを持ち込む必要はありません。引き続き、私の政策、考え方を丁寧に説明し、賛同いただける方々の支援を募り、多様性が発揮される「市民党」の市政を進めてまいります。

市の職員の皆さんには、引き続き市民目線で、市民、事業者の皆様が抱える課題、困難に寄り添って仕事を進めてほしいとお願いをしました。また、知恵を出し合って仕事を進めていこう、ということも申し上げました。気軽に映画が楽しめるまちキネが再開する、県内最大級の屋内多目的運動場「だだちゃアリーナ」も完成を迎えます。魅力的で多様な雇用場を創造する観点から新たな産業用地の開発にも取り組みなければなりません。市役所、荘内病院では、市民に奉仕するという原点に立ち返り、市民の皆様の声をよく聴いて事務事業の企画・立案、実行に当たること、窓口・市民サービスを提供することを実践してきました。今後も誰一人取り残さないという姿勢で、更に知恵を出し合って対話と協働の市政を推進してまいります。

鶴岡市長

皆川 治

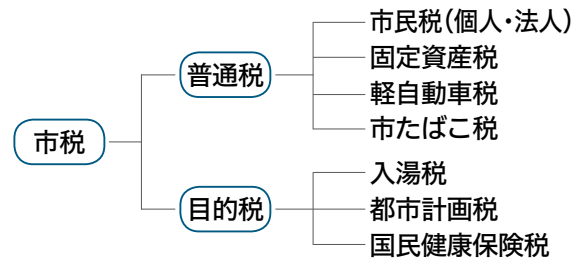
11月11日～17日は「税を考える週間」です！ 暮らしを支える税

☎本所課税課 ☎35 - 1176 または 本所納税課 ☎35 - 1182 へ

◆市税のあらまし

市税は、安全・安心な生活の維持、健康・福祉の充実、道路等の社会基盤の整備、教育・産業の振興等、皆さんの「健康で豊かな生活」を実現するための、身近な行政サービス・施策の重要な財源になっています。

市税には、右の図のように税目ごとに使い道が特定されている目的税と、特定されていない普通税があります。



◆納付方法

①口座振替

預貯金口座から、納期ごと自動的に振替納付する方法です。希望する方は納付書と通帳、通帳印をお持ちの上、金融機関窓口でお申し込みください。忙しくて納付に行く時間がない方や納め忘れが心配な方には、口座振替をお勧めします。

②窓口での納付

鶴岡市内に支店等がある金融機関（東北地方のゆうちょ銀行〈郵便局〉を含む）や本所納税課、各地域庁舎市民福祉課の窓口で納付する方法です。納付の際は納付書を忘れずにお持ちください。

③ゆうちょ銀行（郵便局）からの払込み

郵便局専用の払込用紙に住所・氏名・収納番号（通知書番号）・税目・納期・金額を記入の上、郵便局から払い込みください（全国の郵便局で払込み可）。払込用紙は本所納税課にあります。

④コンビニエンスストア等での納付

提携している全国のコンビニ等（納付書裏面に記載）で納付する方法です。市役所の閉庁日や金

☎①～⑥納税課収納管理係、⑦課税課市民税係・諸税係

融機関等の営業時間外でも納付できます。

納付できる税目は、市・県民税（普通徴収分）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税です。

⑤eLTAX（エルタックス）での電子納税

対象は個人市民税の特別徴収と法人市民税です。エルタックスHPから利用の手続きをお願いします。

⑥スマートフォンアプリ決済での納付（PayPay、LINE Pay）

対象は個人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税で納付書にバーコードが印字されているものです。バーコードをスマートフォンで直接読み取ってご利用ください。なお、コンビニ店頭レジでのアプリ決済はできません。



⑦年金からの差引き（年金特徴）

その年の4月1日に65歳以上で年金受給額が年額18万円以上の方は、条件によって、個人市民税と国民健康保険税が年金から差し引かれる場合があります。

◆納税の猶予等

☎納税課納税係

災害に遭った方、失業や病気等で収入が減り生活に困っている方等が、状況に応じて納税の猶予を受けたり、税金を分割で納めたりできる制度があります。適用には要件



があるので、ご相談ください。

◆延滞金と滞納処分

☎納税課納税係

納付期限までに納めない場合、税金に延滞金が加算されます。

今年1月1日～12月31日の延滞金は、納付期限の翌日から1か月を経過する日までが年2.5%、それ以後が年8.8%の割合で、納付日までの日数に応じて計算されます。これ以前の延

滞金の割合を知りたい場合はお問い合わせください。

また、督促状を発した日から10日を経過しても完納されない場合、滞納した方の不動産や動産（家財等）、預貯金等の財産の差押えや公売を行うことがあります。

令和3年度
納税標語最優秀作品

納税で支える社会 つなぐ未来

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

11月は「ねんきん月間」、11月30日（いいみらい）は「年金の日」です！ 知っておきたい国民年金のこと

☎鶴岡年金事務所 ☎23 - 5040、本所国保年金課 ☎35 - 1294 または各地域庁舎市民福祉課へ

◆国民年金制度とは

老後の生活や障害を負ったときなどに備え、国の負担と加入者が納めた保険料によって、国民全体で互いを支え合う国の制度です

◆加入対象者

国内に住所がある20歳以上
60歳未満の全ての方

◆保険料

月額 1万6,610円（令和3年度）



◆保険料の納付方法

第1号被保険者には、日本年金機構から納付書が送付されます。口座振替やクレジットカード納付、前納制度を利用すると納め忘れがなく便利です

◆前納制度の例（申込み期限あり）

◇現金で1年分を一括で納付…3,540円割引（クレジットカード納付も同額割引）

◇口座振替で1年分を一括で納付…4,180円割引

◆保険料の納付が困難な方は

納付が免除または猶予される制度もあります

◆こんなときは届出が必要です

年金手帳と本人確認書類（免許証等）をお持ちください

被保険者区分	こんなとき	届出先
第1号被保険者…自営業者、農業・漁業従事者、学生、無職の方等	就職して厚生年金に加入したとき	勤務先
	配偶者（第2号被保険者）の扶養になったとき	配偶者の勤務先
第2号被保険者…会社員、公務員等（厚生年金加入者）	退職したとき	市役所
	退職して配偶者（第2号被保険者）の扶養になったとき	配偶者の勤務先
第3号被保険者…第2号被保険者の扶養となっている配偶者	▷配偶者が退職したとき ▷配偶者の扶養から外れたとき ▷離婚したとき ▷配偶者が65歳になったとき	市役所
	就職して厚生年金に加入したとき	勤務先
	配偶者の勤務先が変わったとき	配偶者の勤務先

◆国民年金にはこんな給付があります

▷**老齢基礎年金** 保険料を納めた期間等の受給資格期間が10年（120月）以上ある方が、原則として65歳から受け取る年金

▷**障害基礎年金** 病気やけがで体に障害が残った場合、一定の支給要件を満たす方が受け取る年金

▷**遺族基礎年金** 国民年金の被保険者が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」で、一定の支給要件を満たす方が受け取る年金

▷**その他の国民年金独自給付** 寡婦年金、死亡一時金、短期在留外国人の脱退一時金 等

鶴岡年金事務所年金相談

◆**平日相談** 月曜～金曜日午前8時30分～午後5時15分（月曜日は午後7時まで）※原則予約制です。

◆**休日相談** 毎月第2土曜日午前9時30分～午後4時 ※完全予約制です。

◆**持ち物** 年金手帳、身分証明書、本人以外の場合は委任状と代理人の身分証明書

市政

庄内看護専門学校
看護学生募集（一般入試）

対高校を卒業した方及び来年3月に高校卒業見込みの方、高校卒業と同等以上の学力があると認められた方20人（推薦入学者若干名を含む）
■修業年数 3年（昼間） ■願書受付 12月13日①～来年1月5日②午前9時～午後5時（年末年始を除く。5日②必着）
■試験日時・科目 1日目：1月21日③午前9時（国語〈古典を除く〉、数学Ⅰ、英語Ⅰ・Ⅱ） 2日目：22日④午前9時（小論文、面接） ■試験会場・併同校 ☎22・1919

福祉・年金



民生委員・児童委員委嘱
のお知らせ

困りごとなど気軽に相談ください。次の方が委嘱されました。（敬称略）
▽第13民生区（湯野浜地区）…工藤信一（湯野浜4町内）
▽藤島地区（長沼地区）…石川亮（宮東・下通）
☎本所福祉課 ☎35・1252

国民年金のお知らせ

▼年末調整や確定申告のときは 今年

新型コロナウイルス感染症対策・支援情報

10月までの「小規模事業者経営継続支援金」の交付を受けた方も申請できます

▶ 第3回小規模事業者経営継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少し経営が厳しい状況にある小規模事業者等に対して、経営継続のための支援金を交付します。

■対象 次の全てに該当する事業者

- ①市内に事業所を有する小規模事業者または個人事業主
- ②今年7月～9月のいずれかの月の事業収入が前年または前々年の同月と比較して30%以上減少している
- ③前年または前々年の7月～9月のいずれかの月の事業収入が10万円以上ある

■支援金額 交付対象③の事業収入が
・20万円未満の場合は**10万円**
・20万円以上の場合**20万円**

■申請期間 来年1月31日⑨まで（締切日当日消印有効）
※原則、郵送での提出をお願いします。
※詳しくは市HPをご覧ください。

■問合せ 小規模事業者経営継続支援事務室 ☎29 - 2715（午前9時30分～午後4時30分）

返済期間や据置期間を延長する場合に利子を助成します

▶ 長期安定資金Ⅱ 2号の条件変更に対する支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援に関する市制度融資（長期安定資金Ⅱ 2号）を利用した事業者の内、返済が困難な事業者が、制度の範囲内において返済期間（上限10年）や据置

期間（上限2年）を延長する場合に、増加する借入利子を市が負担します。

■申込み 各借入れ金融機関

■問合せ 本所商工課 ☎35 - 1299

建設工事、測量・コンサルタント等、物品及び役務

市外業者の入札参加資格審査申請

☎本所契約管財課 ☎35 - 1154

市外業者（令和4年度～6年度）の入札参加資格審査申請を次のとおり受け付けます。

■申請期間

12月1日⑧～来年1月31日⑨（31日⑨必着）

■申請方法

申請書を同課へ郵送で提出してください

※詳細は市HP「業者登録」をご覧ください。

※受付期間が終了しても随時申請できますが、受付

期間中でなければ来年4月1日からの登録とはなりません。

※市内業者（市内に本社・本店または委任先を有する業者）は令和5年3月31日までの登録となっているため、今回の更新申請は不要です。来年12月頃から受け付ける予定です。

※問合せの際は、建設工事、測量・コンサルタント等、物品及び役務のいずれの登録かお伝えください。

子育て・教育

児童に関する各種手当のお知らせ

▼児童手当 ㊦中学生3年生までの児童を養育している方 ■支給月額 ▼0

歳～2歳：1万5,000円 ▼3歳

～小学校修了前（第1子・2子）：1

万円 ▼同（第3子以降）：1万5,

000円 ▼中学生：1万円 ▼所得

が一定額を超える場合：5,000円

■支給日 6月・10月・2月の15日

■支給期間 児童が15歳に達した年度

■児童扶養手当 ㊦離婚等でひとり親

地域庁舎市民福祉課へ

間鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本

所国保年金課 ☎35・1294または各

に送付されます。

納付した方の証明書は、来年2月上旬

に送付されます。

10月以降に今年初めて保険料を

申告の際、領収証書を添付してくだ

さい（10月以降に今年初めて保険料を

納付した方の証明書は、来年2月上旬

に送付されます。

金機構から控除証明書が送付されます。

10月以降に納付した保険料については、

控除証明書について 11月上旬に、日本年

金機構から控除証明書が送付されます。

控除証明書について 11月上旬に、日本年

金機構から控除証明書が送付されます。

機構で発行する控除証明書をご準備く

ださい（添付が義務付けられています）。

中に納めた国民年金保険料は、全額が

社会保険料控除の対象です（過去の保

険料や、同一生計家族の保険料を納め

た場合も同様）。領収証書や日本年金

機構で発行する控除証明書をご準備く

ださい（添付が義務付けられています）。

になった場合や、児童の父または母に一定の障害がある場合等で児童を養育している方（受給者等の所得が一定額を超える場合は支給されません）
 支給月額（受給者等の所得で異なります）
 ▼第1子：4万3、160円
 1万180円 ▼第2子：1万190円
 ▼第3子以降：6、110円
 ▼3、060円 ■支給日
 奇数月の11日 ■支給期間 児童が18歳に達した年度末まで（障害児は20歳に達した月まで）

▼特別児童扶養手当 ①身体や精神に重度～中度の障害がある児童を在宅で養育している方（受給者等の所得が一定額を超える場合は支給されません）
 ■支給月額 ▼1級障害：5万2、500円 ▼2級障害：3万4、970円
 ■支給日 4月・8月・11月の11日 ■支給期間 児童が20歳に達した月まで
 ▼共通 ①本所子育て推進課 ☎35・1291または各地域庁舎市民福祉課へ

「189だれかじゃなくてあなたから」
11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの1本の電話で救われる子供がいます。そして、子育てに悩む保護者を支援する大きな一歩になります。「虐待かも」と思ったら、すぐに連絡してください。連絡者や内容に関する秘密は守られます。

■連絡先 児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189（いちばやく） ①子ども家庭支援センター（にこ・ふる） ☎25・2741

税・生活・その他



**今年もやりましょう
ウォームビズ**

鶴岡市は地球温暖化対策、省エネ、エコで賢い選択「クールチョイス」に賛同しています。

過度な暖房に頼らず、冬を快適に過ごすライフスタイル（ウォームビズ）へのご協力をお願いします。電力による冷暖房の省エネ効果は、夏よりも冬の方が大きく、効果的に電気代を節約できるメリットもあります。

なお環境省では、今年から実施期間を定めずにしています。
 ①本所環境課 ☎35・1247

事業主の皆さんへ 個人の市・県民税は特別徴収で納めましょう

個人の市・県民税の特別徴収は、事業主が従業員に毎月支払う給与から市・県民税を差し引き、従業員に代わって、各従業員の1月1日現在の住所地である市町村に毎月納入する制度です。

地方税法の規定によって、所得税を源泉徴収する義務がある事業主には、原則として従業員の市・県民税を特別徴収する義務があります。「退職した」「不定期雇用である」といった特段の

理由がない限り、事業主や従業員の希望で普通徴収（個人で納付）を選ぶことはできません。

▼特別徴収のメリット 従業員は金融機関に向いて納める手間がなくなり、納め忘れの心配もありません。また、普通徴収の納期は年4回ですが、特別徴収の納期は年12回なので、従業員の1回当たりの負担額が少なくなります。
 ▼納期の特例 従業員が常時10人未満の事業所等は、申請によって、納期を年2回にまとめることができます。
 ①本所課税課 ☎35・1163

11月はエコドライブ推進月間

燃費が良くなり、地球環境にも優しいエコドライブへのご協力をお願いします。ふんわりアクセルや車間距離の保持は安心・安全にもつながります。
 ①本所環境課 ☎35・1247

**11月1日～10日は
高齢者の交通事故防止推進強化旬間**

日没が早まるこの時期は、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故、特に道路横断中の高齢者が犠牲になる事故の多発が心配されます。

夕方から出掛ける場合は、明るい服装でピカピカ光る夜光反射材を身に着けましょう。また、運転者も高齢者を見掛けたら思いやり運転を心掛け、高齢者の交通事故を防ぎましょう。
 ①本所防災安全課 ☎35・1204

市営住宅等入居者募集

住宅名	間取り等	戸数
城南住宅	4階・3DK 3DK （子育て向け）	1
ちわら住宅	3階・3DK 4階・3DK	2
美原住宅	1階・3K （高齢・障害者向け） 2階・3K 3階・3DK 4階・3DK	1
大山住宅	3階・2LDK	1
藤島 ふしなみ住宅	木造平屋3LDK （家族向け）	2
黒 荒川住宅	木造平屋4LDK （家族向け）	1
朝日 下名川住宅	木造平屋3DK	1

■入居時期 来年1月中旬以降 ①11月1日②～19日③に本所建築課 ☎35・1428または藤島・羽黒・朝日庁舎産業建設課へ

**11月9日は119番の日
スマートフォン等の位置情報を有効に！**

昨年、消防本部管内（本市・三川町）の119番通報は7、317件で、スマートフォン等からの通報は約40%を占め年々増加傾向です。端末の位置情報機能を有効にすることで場所が特定しやすく、迅速な出動につながりますので、ご協力をお願いします。

また、7月から聴覚障害者向けの「電話リレーサービス」からの119

令和4年鶴岡市成人式の延期について

社会教育課（櫛引庁舎） ☎57-4866

令和4年鶴岡市成人式(平成13年4月2日～14年4月1日生まれの方が対象)については、来年1月9日に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症が完全に収束していない中、今後「第6波」が懸念される時期と重なることや、近隣自治体において成人式が要因となったクラスターが発生したことなども踏まえ、感染防止の観点から延期することとしました。

開催の時期は、より安全に開催できるよう感染防止対策の検討と併せ、令和4年秋以降で調整を進めており、決まり次第市HP等でお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

番通報も可能となりました。
消防署通信指令課 ☎22・8321
市HP

「おうち時間家族で点検火の始末」 秋の火災予防運動

11月9日④から15日⑤までの1週間、秋の火災予防運動を実施します。これからの時期、暖房器具など火を取り扱う機会が多くなります。一人ひとりが火災予防を心掛け、安全で安心して生活できる地域を目指しましょう。

消防本部予防課 ☎22・8332

11月12日～25日は 女性に対する暴力をなくす運動期間

夫やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力

は決して許されるものではありません。一人で悩まず、ご相談ください。一人では気付かなかった解決方法が見つかるかもしれません。

▽DVナビ ☎8008
▽DV相談 ☎0120・279・889

期間中、荘銀タクト鶴岡で運動のシンボルであるパープルリボンにちなみパープル・ライトアップを実施します。
本所政策企画課 ☎35・1184

火災から命を守る 住宅用火災警報器

火災による逃げ遅れを防ぐため、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。消防本部管内(本市・三川町)の今年6月1日現在の推計設置率は81%です。まだ設置していない家庭は、早急に設置してください。

▼点検・更新をお願いします 住宅用火災警報器は、古くなると電池切れや電子部品の劣化等で適切に作動しなくなる場合があります。定期的に点検し、10年を目安に交換をお勧めします。

▼設置場所 全ての寝室(2階に寝室がある場合は階段の上部にも設置が必要)。台所への設置は任意です。
消防本部予防課 ☎22・8332

狩猟期間中の銃猟自粛区域について

集落や工業団地が近接している区域での銃による狩猟は大変危険です。近

隣住民等、往来者の人身事故防止のため、次の河川等の周辺では銃を使った狩猟の自粛をお願いします。

また、発砲音・空薬きょう等で迷惑にならないよう、狩猟者は法令とマナーを遵守してください。

場▽内川：寿集落南端から庄内南工業団地村東橋までの区間
▽大山川：中柳原集落今世橋周辺、石山・楯川原集落津利橋周辺
▽京田川：長沼十文字集落周辺
▽羽黒地域：高寺周辺用水路
本所農政課 ☎35・1297

けがをした野生の鳥獣な どを見つけたら

野生の鳥獣は、様々な病原菌を持っている場合がありますので、決して触らないでください。負傷・衰弱した野生鳥獣は、弱ついても自然に回復する力を持っています。そのまま見守ってください。

重症と思われる場合は、本所農山漁村振興課 ☎35・1298、各地域庁舎産業建設課または庄内総合支庁環境課にご連絡ください。

家畜伝染病の防疫対策のため 施設利用を休止する場合があります

市内畜産農家で、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合、次のいずれかの施設を防疫対策のための現場事務所として利用します。その際は、安全確保のため通常の施設利用を休止しますので、ご理解とご協力をお願いします。

します。

■対象施設 藤島体育館、羽黒体育館、櫛引スポーツセンター、櫛引生涯学習センター、温海温泉林業センター
期間 防疫対策開始から5日間程度
本所農政課 ☎35・1297

排水設備工事責任技術者 登録の更新申請について

山形県下水道協会に登録があり、登録の有効期限が来年3月31日となっている責任技術者は、登録更新の手続きが必要です。

更新申請 11月1日④～30日⑤に上水道部水道課 ☎23・7732へ

宝くじの助成金で整備しました

一般財団法人自治総合センターの助成事業
同センターの宝くじの社会貢献広報事業で整備しました。

▼地域防災組織育成助成事業
LEDバルーン投光器ほか
防災備品の整備(宮名自主防災会) 本所防災安全課 ☎35・1204

▼一般コミュニティ助成事業
因会議用テーブルほか
コミュニティ活動用備品の整備(大西町町内会) 本所コミュニティ推進課 ☎35・1203
▼同 因会議用テーブルほか
コミュニティ活動用備品の整備(楨代自治会) 温海庁舎総務企画課 ☎43・4611

